

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp

令和8年2月号



定期報告の提出

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜の所有者は**毎年**、家畜所有者の基本情報、家畜の頭羽数について県知事(家畜保健衛生所)へ報告することが**義務**付けられています。**飼養頭羽数や飼養目的に関わらず、必ず御報告ください。**

以下に該当する所有者は、飼養衛生管理基準の遵守状況や埋却地の確保状況等も併せて報告してください。

畜種	飼養頭羽数
牛・水牛・馬	2頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	6頭以上
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上
だちょう、エミュー	10羽以上

【提出期限】

①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

→**令和8年4月15日まで**

②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥

→**令和8年6月15日まで**

【提出先】

以下のいずれかに提出してください。

・中央家畜保健衛生所

石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

FAX 0247-57-6144

(表裏両面ありますので、FAXの場合は御注意ください)

・各市町村 畜産担当課

・所属している組合や畜産団体

早めの提出に
御協力お願いします！

令和8年度のヨーネ病定期検査の対象地域(予定)

郡山市(西田町の区域に限る。)、須賀川市、田村市(船引町のうち、船引、北鹿又、長外路、上移、北移、南移、中山、横道、新館、石沢、門鹿、今泉の区域に限る。)、石川町、泉崎村、矢祭町、鮫川村(西山の区域に限る。)、いわき市(三和町のうち、下永井、上永井、差塩の区域に限る。)

【対象】搾乳牛及び繁殖に用いる1歳以上の全ての牛

【検査料】1頭1,000円

日程は市町村の担当者から連絡があります。

当日はスムーズな巡回採血のため、牛を事前につないでおき、支払いの準備等御協力をお願いします。

牛のサルモネラ症が発生しました

県内の牛サルモネラ症は血清型Typhimuriumによるものが主でしたが、R6とR7年度に血清型Dublinによる牛サルモネラ症が続けて発生しましたので、御注意ください！

(ダブリン) 血清型Dublinに感染した牛の症状

子牛:下痢、発熱、**肺炎、敗血症、急死**
成牛:下痢、発熱、**流死産**

Dublinは特に子牛で病原性が高く、死亡率も高い！
親は流死産に注意！



血清型Typhimuriumは下痢や発熱を主症状としますが、血清型Dublinは下痢や発熱がみられないこともあります。

上記の症状がみられた場合は、すぐにかかりつけの獣医師に相談しましょう。

サルモネラ菌の特徴

- ① 数か月～1年は環境中に残存し、経口で感染
- ② 感染牛が回復しても、体内にサルモネラが残って排菌し続けることがある(保菌牛)
- ③ 人間にも感染し、下痢・発熱などの症状を引き起こすことがある
飼養者だけでなく、飼養者家族のお子さんが発症した例もあり！



サルモネラ症対策

- ① 導入牛の隔離
 - ・ 導入はサルモネラが侵入するリスクが一番高いタイミング！
導入牛が保菌牛だと既存の牛に感染が広がる可能性があります。
 - ・ 導入牛は一定期間隔離し、世話する専用の長靴や衣服を用意しましょう。
- ② 牛の腸内細菌叢を健康に保つ
 - ・ 正常な腸内細菌叢の牛はサルモネラに感染しにくくなり、重症化も予防できるという研究結果があります。
 - ・ 日頃から抗菌剤は適切に使用し、飼料の急激な変更を避け、生菌剤の使用等が推奨されます。
- ③ 飼養衛生管理
 - ・ 農場専用の長靴と衣服を用意しましょう。
 - ・ 牛舎やマスは定期的に清掃と消毒を行いましょう。
 - ・ 野生動物の侵入防止対策をしましょう。

家畜伝染病侵入防止キャンペーン

海外では口蹄疫、アフリカ豚熱等の家畜伝染病が発生しており、日本へ侵入する危険が高まっています。これらの家畜伝染病が国内に侵入すると、畜産業に甚大な被害をもたらすのみならず、発生地域の社会経済活動に大きな影響を及ぼします。

令和7年10月3日(金)、福島空港国際線ビルにて、動物検疫所、福島県畜産課および福島県養豚協会と共同で動物検疫に関する啓発などを目的とした、広報キャンペーンを実施しました。ベトナムへの旅行者向けに、リーフレット等を配布の上、海外からの**肉製品等の持ち込み禁止**を呼びかけ、海外での家畜伝染病の発生状況等の説明を行いました。



海外へ行かれる方へのお願い

肉製品を持ち込まない！

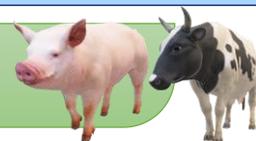
帰国時の消毒をお願いします

- ほとんどの国から検査証明書の無い肉製品(サンドウィッチ等肉製品を含む食品も)は日本に持ち込むことができません。
- 国際郵便でも肉製品は持ち込めません。

※違法に肉製品を持ち込んだ場合は、3年以下の懲役又は最高300万円の罰金が科せられます。
(法人の場合は、最高5,000万円)

- 海外で使用した、汚れた作業服や靴等を持って帰らないでください。
- 空港で靴底を消毒してください。

家畜に接触しない



- 帰国後、1週間は畜産関係施設への不要な立入りは避けてください。



肉製品を絶対に持ち込まない！国際郵便もダメ！
農場に海外技能実習生がいる場合は、周知をお願いします！

家畜人工授精について

和牛の精液や受精卵の適正な生産・流通・利用を確保するため、下記のごとに十分注意してください。

有償・無償にかかわらず、**家畜人工授精所を開設していない農家が保存していた精液や受精卵を他の人に譲渡することはできません。**

また、家畜人工授精所を開設した場合でも、許可を受ける前から保存していた精液や受精卵を譲渡することはできません。

※家畜人工授精所を開設した場合には、譲渡等の記録の保管と毎年の業務報告が必要になります。また、定期的な国の立入検査を実施します。

和牛精液・受精卵の
農家間売買は
犯罪です!

家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、精液・受精卵を他者へ譲渡することは**違法**であり、**厳罰**に処せられます。

独立行政法人 農畜産業振興機構 一般社団法人全国和牛振興基金協会 協力: 和牛遺伝資源国内活用協議会

人工授精をした際には、必ず記録を残しましょう

子牛登記時の血統矛盾などの問題を防ぐためにも、いつ、どの牛に、どの精液を注入したのか、「家畜人工授精簿」に必ず記録することを徹底しましょう。

また、授精証明書発行前の使用済みの精液証明書とストローは、家畜人工授精簿にホチキス止めするなどして一緒に保管するようにしましょう。家畜人工授精簿及び交付した授精証明書の写しは5年間保管してください。

獣医師や家畜人工授精師ではない方の自家授精について

獣医師や家畜人工授精師ではない方でも自己の飼養する雌の家畜に家畜人工授精用精液を注入することは認められていますが、和牛の子牛登記の際には、精液証明書とストローが添付された授精証明書の提出が必要です。

授精証明書は獣医師又は家畜人工授精師が精液を注入した雌の家畜の飼養者に要求されたときに交付するもので、精液を注入した獣医師又は家畜人工授精師のみ発行できます。

子牛登記が必要な場合には、獣医師又は家畜人工授精師に人工授精を依頼しましょう。